

学生の皆さん
教職員 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応マニュアル

令和 2 年 3 月 2 日

(最終更新日：令和 5 年 3 月 15 日)

新型コロナウイルス感染症対策本部長
奈良女子大学長 今岡 春樹

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、完全な感染症の終息にはまだ時間を要するものと考えられます。奈良女子大学新型コロナウイルス感染症対策本部では、全学体制で継続的に本事案へ対処して参ります。

令和 5 年 3 月 15 日付けで内容を更新し、最新の状況に基づき、これまでお示した点も含め本学における対応を改めて取りまとめましたので、学生及び教職員については、この内容に従って引き続き適切な対応をお願いします。

なお、この内容については今後の状況の変化により変更する場合がありますので、各自、必ず定期的に確認し、学生及び教職員には、引き続き「感染しない」「感染させない」ための行動へのご協力を改めてお願いします。

令和 5 年 3 月 15 日付更新による掲載内容の主な変更点

・「Ⅰ. 感染予防対策等について」

令和 5 年 4 月 1 日より、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とします。それまでは、学内では適切にマスクを着用してください。

・「Ⅵ. 大学構内への入構について」

令和 5 年 4 月 1 日より、制限を設けず通常通りの入構を認めます。

・「Ⅶ. 課外活動について」

令和 5 年 4 月 1 日より、活動申請を不要とします。

・「Ⅷ. イベント等開催に関する取扱いについて」

飲食を伴うイベントや集会について、令和 5 年 4 月 1 日より、学内の場合は感染対策を講じたうえで実施を認めます。それまでは、大学生協食堂またはラウンジに限り感染対策を講じたうえで実施を認めます。

目 次

- I. 感染予防対策等について
- II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて
- III. 海外渡航（私事渡航を含む）について
- IV. 海外からの研究者等の受入について
- V. 国内旅行及び出張について
- VI. 大学構内への入構について
- VII. 課外活動について
- VIII. イベント等開催に関する取扱いについて
- IX. 教職員の就業等について
- X. その他

<奈良女子大学における対応>

I. 感染予防対策等について

新型コロナウイルス感染症は、発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）ほか、強いだるさ（倦怠感）を伴うことが多く、通常の風邪やインフルエンザが3日程度で軽快化していくのとは対照的に、重症化していく傾向があることが特長です。また、若年層（20代や30代）については、無症状や軽症で経過する者が多いものの、重症・死亡の事例が報告されているほか、微熱・息切れ・倦怠感といった症状や、嗅覚障害や味覚障害、脱毛等の後遺症が長期間に渡って続くという報告もあり、感染による健康リスクは小さくありません。

1. 日常生活での注意事項について

- ①毎朝検温し、記録を残す。
- ②こまめに石鹸で手洗いし、アルコール消毒をする。
- ③咳エチケットを心がける。
- ④令和5年4月1日より、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
- ⑤「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける。

〈具体的な予防方法〉

- 1) 密閉空間：窓やドアを開け、定期的に換気を行う。エレベーター等では会話を慎む。
 - 2) 密集場所：他の人と十分な距離を取り、多人数で密集しないように注意する。
 - 3) 密接場面：密接した会話や発生を避け、他の人と十分な距離を保つ。
- ⑥特に飲食の場面では感染リスクが高まることから、会食時の感染予防の取組を心がける。（以下参考）
- （参考）内閣官房 感染の再拡大防止特設サイト「ポイントをおさえた会食」

https://corona.go.jp/proposal/pdf/kaisyoku_blue_20210305.pdf

2. 登校・出勤の基準について

毎朝検温し、発熱等の比較的軽い風邪の症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢等）がある場合は、登校・出勤を控えるとともに、以下のとおり対応してください。

- ①教職員について、教員は各部局長に、事務職員等は各課・室長に速やかに連絡してください。

なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。

（参考：「IX. 教職員の就業等について 1. 職務専念義務の免除について」）

- ②学生は、以下の方法により、速やかに連絡してください。なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。

・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

・試験や講義を欠席する場合は、各自で担当教員に連絡してください。連絡先がわからない場合は、学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）または、電話をしてください。

学務課各担当係の電話番号は、0742-20 に続いて、次の番号です。

文学部係 3328	理学部係 3257	生活環境学部係 3498	工学部係 3581	大学院係 3911	学務係 3233
-----------	-----------	--------------	-----------	-----------	----------

- ③症状がおさまるまでは、毎日体温を検温し、症状とともに記録してください。

- ④学生は、症状の消失後、3日間の健康観察を行ったうえで、4日目から登校をしてください。

※症状が4日以上続く場合（次項「3-1. 発症が疑われる場合の連絡先について ③」へ。）

⑤各自で健康な時に自宅療養の備えをしておいてください。

<https://blog.canpan.info/narahokekan2/archive/128>

3-1. 発症が疑われる場合の連絡先について

次の症状がみられる場合は、すぐにかかりつけ医や「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に連絡してください。

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

（症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。）

◇奈良県庁 新型コロナ・発熱患者受診相談窓口 0742-27-1132

3-2. PCR検査等を受検する（受検した）際の連絡先について

上記3-1で医療機関等でPCR検査等を受ける予定となった時点で、以下のとおり対応してください。

①教職員について

・教員は各部局長に、事務職員等は各課・室長にメール又は電話で速やかに連絡してください。

連絡内容は保健管理センターHPを参照。（<https://blog.canpan.info/narahokekan2/archive/96>）

・各部局長・各課・室長は、総務課にメール報告してください。

②学生について

以下の方法により、速やかに連絡してください。

・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

・試験や講義を欠席する場合は、各自で担当教員に連絡してください。連絡先がわからない場合は、学務課各担当係にメール（gakumuka@cc.nara-wu.ac.jp）または、電話をしてください。

学務課各担当係の電話番号は、0742-20 に続いて、次の番号です。

文学部係 3328	理学部係 3257	生活環境学部係 3498	工学部係 3581	大学院係 3911	学務係 3233
-----------	-----------	--------------	-----------	-----------	----------

この場合、当該の教職員については職務専念義務免除、当該の学生については公欠扱いとなります。

なお、上記の取扱いは、自己判断等でPCR検査等を受検する（受検した）場合も同様とします。

3-3. 感染者と診断された場合の取扱いについて

①教職員について、新型コロナウイルス感染症の感染者と診断された場合は、所属部署に連絡してください。

内容は保健管理センターHPを参照してください。各所属部長は総務課にメール報告してください。なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。

（参考：「IX. 教職員の就業等について 1. 職務専念義務の免除について」）

②学生について

新型コロナウイルス感染症の感染者と診断された場合は、以下の方法により、速やかに連絡してください。

申請のあった場合は、当該の学生については公欠扱いとなります。

- ・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

(参考)

感染者と診断された後の登校・出勤の基準は以下のとおりです。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存するため、検温など健康状態を確認し、リスクの高い場所の利用や会食、研究室・生協食堂内での食事は控えてください。

○有症状（発熱や咳等がある）の場合

症状が出始めた日の翌日を1日目として7日経過、かつ、症状軽快※してから24時間(1日)が経過していれば、検査なしで出勤・登校等が可能

※症状軽快：薬を使用せず、24時間、37.5℃以上の発熱がなく、咳などの呼吸器症状が改善

○無症状の場合 陽性が確定した検査日（検体採取日）の翌日から7日間経過していれば、検査なしで出勤登校等が可能

※検体採取日を0日として、抗原定性検査キットを使用し、5日目で陰性を確認した場合は6日目から待機解除が可能です。

※抗原定性検査キットは、国が承認した【体外診断用医薬品】（または【第1類医薬品】と表示）を使用してください。詳しくは薬局等の薬剤師にご相談ください。

※陽性者の療養期間の基準です。

陽性者が	2日前	1日前	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10 日間が経過するまでは、感 染リスクが残存するため、検 温など健康状態を確認し、リ スクの高い場所の利用や会 食等はお控えください
有症状	他者に感染させる 可能性が 始まった日	発症日 (症状が 出た日)	療養（健康観察）期間 ※最短の療養期間							症状軽快  24時間経過	通常の生活 (出勤・ 登校可能)	
			健康観察期間									
無症状		※3日より以前の接触者 については 濃厚接触者とはなりません		検査日	健康観察の期間中に症状が出現した場合は、 上記「有症状」者となり、発症日が起点となります							

抗原定性検査キットを使用し、5日目で陰性を確認した場合は6日目から待機解除が可能です。

※抗原定性検査キットは、国が承認した【体外診断用医薬品】（または【第1類医薬品】と表示）を使用してください。

詳しくは薬局等の薬剤師にご相談ください。

引用：奈良県 HP2022/09/08 Ver.13

3-4. 濃厚接触者について

原則、同居家族が陽性になった場合に濃厚接触者となりますが、その他については、奈良県 HP の濃厚接触者の定義を参照にして、自身が該当する場合、教職員はメール又は電話で、学生は連絡フォームの連絡事項欄への記載にて経緯を連絡してください。

- ・奈良県HP「新型コロナウイルス感染症陽性者と接触のあった方へ（濃厚接触者について）」

<https://www.pref.nara.jp/60130.htm>

①教職員について、濃厚接触者にあたる場合は、速やかに所属部署に連絡してください。さらに上記 HP

に記載の自宅待機期間により、出勤を控えてください。なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。

②学生について、濃厚接触者にあたる場合は、以下の方法により、速やかに連絡してください。さらに上記 HP に記載の自宅待機期間により、登校を控えてください。なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。

・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

3－5. 同居している家族が PCR 検査等を受けることになった場合の取り扱いについて

①教職員について、同居している家族が PCR 検査等を受けることになった場合は、速やかに所属部署に連絡してください。さらに同居家族の PCR 検査等の結果が出るまでの期間は出勤を控えてください。なおこの場合、当該の教職員については職務専念義務免除となります。

②学生について、同居している家族が PCR 検査等を受けることになった場合は、以下の方法により、速やかに連絡してください。さらに同居家族の PCR 検査等の結果が出るまでは登校を控えてください。なおこの場合、当該の学生については公欠扱いとなります。

・連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

(参考)

同居家族の PCR 検査の結果が出た後の出勤・登校の基準は以下のとおりです。

①検査結果が陽性 (+) の場合は、保健所の指示で、原則、濃厚接触者となります。(上記 3－4 へ)

②検査結果が陰性 (－) の場合は、出勤・登校可となります。

4. 長期休業期間中の連絡先について

上記 3－2 及び 3－3 について、大学が長期間休業している際（参考：GW、夏季休業、年末年始）の緊急の連絡先は以下のとおりです。

◇教職員：所属の各部局長、各課・室長に連絡してください。

（※部局長、各課・室長は、総務課にメールにより報告してください。）

◇学 生：連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」により連絡してください。

【連絡専用ページ「新型コロナウイルスに関する連絡フォーム」】

https://opac.lib.nara-wu.ac.jp/?page_id=1677

II. 海外から渡日・帰国する本学学生及び教職員に関する取扱いについて

海外からの渡日・帰国者は、日本への入国時における政府の水際対策措置に従ってください。帰国後は体調の変化に十分注意してください。

学生については、帰国（外国人留学生については渡日）の日程が決まりましたら、国際課留学生係（ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp）へ連絡をしてください。

(参考) 外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(参考) 厚生労働省 水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

III. 海外渡航（私事渡航を含む）について

1. 外務省が定める感染症危険情報レベルについて、10月19日付けで、全世界が一律レベル1（十分注意してください）となりました。

本学は、観光などの私事渡航については、引き続き自粛するよう要請しますが、教職員が教育研究等の業務上必要な場合や学生が留学・学会発表等を目的とする場合には、安全確保に万全を期していただくことを前提に、海外渡航を認めることとします。渡航する際には、以下の①～⑥に留意し、事前に必要な手続き及び届出を行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症以外の感染症や治安情勢を表す外務省危険情報において、レベル2以上の危険度の高い国・地域への渡航は、従前どおり渡航を認めていませんので、ご留意ください。

危険レベル（外務省）

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

レベル1：十分注意してください。

（参考）外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/index.html>

①渡航国への入国に際し、入国制限措置や入国後の行動制限等について必ず事前に確認してください。

②公私に関わらず渡航先での連絡先を大学・家族・友人に必ず知らせておいてください。

（学生は、事前に国際課へ海外渡航届を提出してください。）

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/international/notification/>

③健康保険や、感染症治療に対応する旅行保険等に参加してください。

④渡航国・地域の感染状況や行動制限、航空便の休止により、出国困難となる可能性があることに留意してください。

⑤外務省の渡航登録サービス（たびレジ）へ必ず登録し、渡航中は、現地の感染症に関する情報の収集を心がけてください。

⑥渡航後は感染対策を万全に行い、体調の変化に十分注意してください。

2. 外国人留学生・研究者等が、やむを得ない事情により自国等に（一時）帰国または渡航する場合は、上記1.の①～⑥に留意し、必要な手続き及び届出を行ってください。

外国人研究者は、事前に、受入担当教員及び国際課国際交流係（ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp）に渡航する旨を連絡してください。

IV. 海外からの研究者等の受入について

海外からの研究者等の受入については、事務手続きガイドに掲載の「外国人研究者の受入手引き」に基づいて部局において受入の可否を決定するとともに、受入れる場合は、政府の水際対策に従って入国手続きや行動制限について対応ください。

また、受入れが決定しましたら、国際課国際交流係（ryugakusei@cc.nara-wu.ac.jp）に連絡し、外国人研究者受入手続きを行ってください。

（参考）事務手続きガイド <http://koto3.nara-wu.ac.jp/jimutetuduki/kokusai/kokusai3.htm>

（参考）厚生労働省 水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

V. 国内旅行及び出張について

帰省や旅行の際は、特に注意して感染対策を行ってください。

VI. 大学構内への入構について

令和5年4月1日より、制限を設けず通常通りの入構を認めます。ただし、感染対策を講じたうえで入構してください。

令和5年3月31日までは、従来通り以下の取扱いとします。

1. 不要不急の学外者の学内立ち入りを制限します。

※学生・教職員の入構に際しては、必ず学生証・職員証を携帯し、適切にマスクを着用してください。

2. 関係業者は入構を許可します。

3. 本学の研究活動に携わる学外者の入構は可とします。

4. 本学の課外活動に携わる学外者の入構は可とします。

※本学公認団体の活動に必要な場合に限り、他大学生の入構を可とする（所属大学の許可必要）。

※学外者入構の際は、事前に入構日時・氏名・車輛番号等を守衛室に届け出たうえ、マスク着用・検温等感染対策の協力を求める。

5. 学生同伴に限り、学生の保護者の入構は可とします。

6. 本学の入学試験の志願者と最小限の付き添い者の学内見学のための入構は可とします。

7. 一般の学外者の入構は禁止します。

・正門は、大門を終日施錠しますので、通用門から入構してください。入構の際には守衛員に学生証・職員証を提示してください。

・東門は、守衛員が立哨している午前8時～午後6時までに自動車及びバイクで入構する際には、引き続き守衛員に学生証・職員証を提示ししてください。午後6時～午前8時の間に自動車及びバイクで入構する場合は、各自で体調管理をしたうえで入構してください。

・南門・西門（通用門）は、学生証または職員証により開錠して、入退構してください。

・学生・教職員は感染防止対策を徹底し、各自で体調管理をした上で入構してください。発熱等の症状がある場合は入構を控えてください。

・学外者に関しては正門・東門からの入構とし、記名及び検温への協力を求めます。

VII. 課外活動について

感染拡大防止に最大限の配慮をしたうえで、課外活動を実施してください。また、飲食を伴うものを含み、課外活動団体・サークルにおける集会等は、「VIII. イベント等開催に関する取扱いについて」の対応に準ずることとします。

VIII. イベント等開催に関する取扱いについて

イベントや集会の開催の必要性を精査したうえで、かつ収容定員の2分の1以下のものは、以下の感染防止対策の徹底を条件に、開催を認めます。ただし、飲食を伴うイベントや集会については、学内の場合は感染対策を講じたうえで実施を認めます。学外の場合は自治体の新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証店等の感染対策が充分に行うことができる店舗に限り実施を認めます。

i 「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避の徹底

ii 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと

- iii 適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、室内の換気等）が講じられていること
- iv イベント前後や休憩時間などの際には感染対策に充分留意すること

IX. 教職員の就業等について

1. 職務専念義務の免除について

上述の「I. 感染予防対策等 2. 登校・出勤の基準について」において、出勤を控える期間に該当する場合、保健所等において新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者と診断された場合、または、感染症危険レベルが2以上の国・地域からの帰国・渡国者に該当し、就業が制限され業務に従事できない教職員については、職務専念義務免除として取り扱います。

2. 休業手当の支給について

附属学校の休校やカウンセリングの中止などに伴い、休業しなくてはならなくなった教職員（非常勤講師や非常勤職員等）については、労働基準法に基づき賃金の100分の60の休業手当を支給します。

3. 特別休暇の取得について

新型コロナウイルス感染症に伴う小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等の臨時休校や受入制限により、子供の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる教職員については、その期間、有給の特別休暇を取得可能とします。

4. テレワーク及び時差通勤について

- ①奈良県や近隣府県で緊急事態宣言が発令されている間は、所属長の判断により、可能な業務についてはテレワークを実施してください。
- ②緊急事態宣言が解除されていても、引き続き自治体から在宅勤務の要請が継続されている地域在住者等で、自宅の執務環境・セキュリティ環境がいずれも適正であり、通常勤務時と同様の勤務成果が見込めると所属長が認める者については、テレワークを可能とします。
- ③妊娠中の女性職員が、保健指導又は健康診断に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等から指導を受けた場合は、母性健康管理措置（テレワーク等）について対応を検討いたしますので人事企画係へ相談ください。
- ④公共交通機関を利用している教職員については、新型コロナウイルス感染症の感染予防を目的とする混雑回避のため、所属長の下承を得たうえで時差通勤を可能とします。

X. その他

- 1. 会合をする場合は、こまめな換気等衛生管理の徹底を心掛けてください。
- 2. 会議・イベント等の開催については、必要性を精査し、「3つの密」を避けるための対処を徹底したうえで開催してください。また、遠隔会議システムも活用してください。